

2022年8月15日(月)埼玉地区社会委主催 第23回平和を求める8.15集会

思いっきり平和で行こう!

～ウクライナ侵略戦争と日本国憲法9条～

東京基督教大学 山口陽一

はじめに

ロシアのウクライナ侵略戦争開始から6か月、日本ではロシア・中国・北朝鮮の軍事的脅威に対する抑止力強化の議論が盛んです。憲法の平和主義では対応できないと、すでに秘密保護法や集団的自衛権、「共謀罪」に踏み出し、さらに軍事費倍増、敵基地攻撃、核兵器の共同利用が検討されています。本当のところ何が現実的なのかを考えたいと思います。歴史の反省と「憲法」について、教会の視点から学びたいと思います。まず聖書から、王にとっての律法の意義を学び、大日本帝国憲法と戦争、敗戦と日本国憲法の成立を振り返ります。そして今日の改憲の議論、憲法審査会と国民投票法改正案までを扱い、日本国憲法の重要性とこれを生かすことを考えたいと思います。

1、律法と憲法

申命記17章14～20節には、後世の王権に対して律法が備えられたことが書かれています。

あなたが、あなたの神、主が与える地に入り、それを所有してそこに住み、『周りにいるすべての国民のように、私も自分の上に王を立てよう』と考えるなら、必ず、あなたの神、主が選ぶ者を王としなければならない。同胞の中から、あなたを治める王を立てなさい。同胞でない外国人をあなたの上に立てることはできない。ただし、王は自分のために馬を増やしてはならない。馬を増やすためだと言って、民をエジプトに再び帰らせてはならない。主は「あなたがたはこの道を二度と帰ってはならない」と言われたからである。また、妻を多くめとって、心を惑わしてはならない。自分のために銀と金を大量に蓄えてはならない。

王座に就いたら、レビ人である祭司のもとにある書き物に基づいて、律法の書を書き写し、傍らに置いて、生涯、これを読みなさい。それは、王が自分の神、主を畏れ、この律法の言葉と掟をすべて守り行うことを学ぶため、また、王の心が自分の同胞に対して高ぶることのなく、この戒めから右にも左にもそれないためである。そうすれば王もその子孫も、イスラエルの中で王位を長く保つことができる。

ここには、神が選ぶ王が神の律法に従って統治すべきことが書かれています。それは王が高ぶらず、王が長く続くためであり、王が主のみこころからそれず、馬を増やさず(軍縮)、「二度とエジプトに帰らず」(歴史の反省)、多くの妻を持たず、金銀を多量に蓄えるな(足るを知る)と命じられています。これがイスラエルのあり方です。

憲法(Constitution)は、その国のあり方を示すもので、古代の「王の勅令」から、現代の「人が為政者に課す憲法」まで、様々です。近代の日本では、天皇が国民に与える形式をとった欽定

憲法の大日本帝国憲法(1889年)から、主権者である国民が為政者に課す日本国憲法(1947年)への変革がありました。憲法は神の律法ではなく、人間の法です。すべての国の為政者は、「あなたに益を与えるための神のしもべ」として、神によって立てられている「上に立つ権威」(ローマ13章1~4節)です。王の高ぶりと民主主義政権の高ぶりには人間の罪性に起因する共通性があり、それに備える「律法」と「憲法」にも共通性があります。

日本国憲法第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ

憲法尊重と擁護の義務者に「国民」は入っていません。国民が立てた政権が、歴史の反省に立ち、高ぶらずに憲法を順守し、軍事力に頼らず、人のために持続可能な社会を形成するよう、国民として、政権に「憲法を尊重し擁護する義務」を遂行してもらいましょう。

1、大日本帝国憲法と教会

日本の教会は「大日本帝国憲法」に歓迎しました。

第 28 条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

これを当時の教会は喜び迎えました。「聖書之友」の旅行書記 岩瀬泰三郎は、義兄の山口六平にその喜びと決意を伝えています。1889年2月13日付の書簡です。



大日本帝国憲法は、立憲君主制の欽定憲法で、主権は天皇にあり、天皇が臣民(天皇の民)に与える憲法でした。

第 1 条 大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第 3 条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第 4 条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

3 条は天皇の神格化ではなく、「君主無答責」を表現したものでした。しかし、「教育勅語」(1890年)は、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と、法律の外で「臣民の生き方」を示し、これが「万世一系ノ天皇」「天皇ハ神聖」と相まって力を持ちます。そして、天皇を「機軸」とする国家がつくられました。自由民権運動は抑え込まれ、「基本的人権」という理念の芽は摘まれ、「国のための人」を育てる臣民教育が半世紀にわたり続けられます。

1874年の台湾出兵以来、大日本帝国は、国際紛争を解決する手段として戦争を続けました。欧米列強の帝国主義的侵略に倣って70年、これが国のあり方となります。そして、陸海軍の軍拡と軍需産業の巨大化で、シビリアンコントロールが効かなくなります。満州事変からノモンハン事件、そして太平洋戦争開戦は、大東亜共栄圏によるアジアの解放を大義に掲げました。

大東亜共栄圏の理想とは裏腹に、脱亜入欧、富国強兵にまい進する中、基本的人権（アジアの人々を含め）とそれに基づく思想・信条・言論の自由は抑圧され、大日本帝国憲法の法秩序は、法律外の告文や勅語による国体（皇国）によって、なし崩しになりました。暴走する軍、迷走する政府と帝国議会、神格化される天皇の背後には、「獣」に権威を与える「竜」がおり、「地に住む者たちを惑わす」別の獣も現れました（黙示録13章）。「剣」と「マモン」の力は強力です。

日本のプロテスタント教会は1941年、戦争協力のため日本基督教団に合同します。「教団規則」の第七条「生活綱領」は、「皇国ノ道ニ従ヒテ信仰ニ徹シ各其分ヲ尽シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルベシ」と教え、教団統理の富田満牧師は、1942年、伊勢神宮に参拝して新教団の発展を「希願」しました。同年の「日本基督教団戦時布教指針」は、「愈々必勝ノ信念ヲ昂揚シ堅忍持久総力ヲ挙ゲテ戦ヒテ聖戦目的ヲ完遂セザルベカラズ、国民精神ノ指導ニ任ズル宗教々師タル者ノ責務ヤ真ニ大ナルモノアリ、殊ニ本教団ハ今次大戦勃発直前ニ成立シタルモノニシテ正ニ天業ヲ翼賛シ国家非常時局ヲ克服センガ為ニ天父ノ召命ヲ蒙リタルモノト謂ハザルベカラズ」と表明し、1944年の「日本基督教団より大東亜共栄圏にある基督教徒に送る書翰」では、「全世界をまことに指導し救済しうるものは、世界に冠絶せる万邦無比なる我が日本の国体であるという事実を、信仰によって判断しつつ我らに信頼せられんことを」と、アジアの教会に語りかけました。

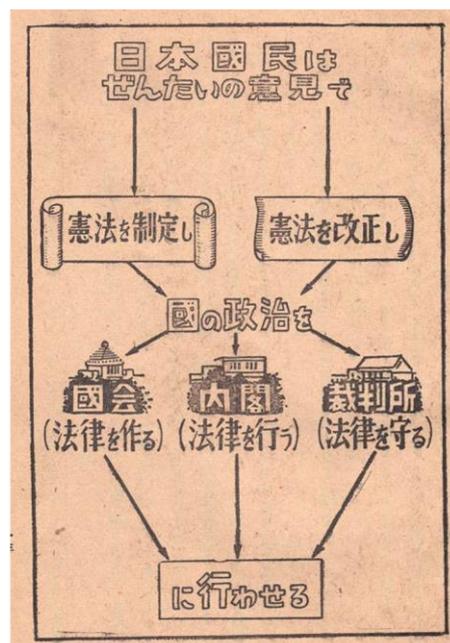
敗戦時に政府が発表した戦死者は50.7万人、実際には310万人の日本人が死に、戦没者の6割は病死・餓死でした（藤原彰）。広島流川教会は原爆の焼け跡に鉄筋コンクリートの残骸を晒し、沖縄の首里教会（旧メソヂスト）の教会堂焼け跡では銃撃戦が行なわれました。全国では482の教会が空襲による焼失など何らかの形で罹災し、日本も日本の教会も滅ぶばかりでした。



2、 基本的人権に基づく日本国憲法の国民主権

天皇主権の「大日本帝国憲法」から、国民主権の「日本国憲法」（1946年11月3日公布、47年5月3日施行）への変更は、革命的でした。

新しい憲法を中学1年生に教える『新しい憲法のはなし』（1948年10月26日、文部省）では、天皇が賜る憲法から、国民が権威を与えられた国会・内閣・裁判所に憲法に拠る統治を求める新しい日本が鮮やかに教えられています。これほどの変革は、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）による占領下でなければありえなかったでしょう。ゆえに「押しつけ」です。良いものを押し付けられたものです。ただし、これは一方的な「押しつけ」ではなく、抑圧されていた国民主権の実現でした。



高野岩三郎の提案で設立された憲法研究会は、1945年12月26日、鈴木安蔵起草の「憲法草案要綱」を發表します。ここには「統治権ハ国民ヨリ発ス」、天皇は「国家的儀礼ヲ司ル」とあり、自由民権運動時代の植木枝盛「東洋大日本国国憲按」の影響を受けたものでした。翌年1月11日、民政局のラウエルの「私的グループの憲法改正草案（憲法研究会案）に対する所見」は、「いちじるしく自由主義的」でした。憲法研究会案とGHQ草案との近似性は早くから指摘されていましたが、1959年にこの文書の存在が明らかになり、憲法研究会案がGHQ草案作成に大きな影響を与えていたことが確認されました。

憲法学者の深瀬忠一は、憲法前文の「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」に注目し、平和憲法の基盤は、基本的人権の尊重、とりわけ、全世界の国民の「平和的生存権」であるとしています¹。こうして、大日本帝国憲法の「国（天皇）のための人」は、日本国憲法の「人のための国」へと変革されたのです。

3、 日本国憲法と教会（9条）

憲法9条は、基本的人権と共に、特にキリスト教と関係が深い内容です。深瀬忠一は、「私はこの日本国憲法の最も深く最も力強い思想的基礎は、イザヤの予言にあると考えざるを得ない。有名なイザヤ書第2章4節に次のようにある。『彼はもろもろの国のあいだにさばきを行い、多くの民のために仲裁に立たれる。こうして彼らはそのつるぎを打ちかえて、すきとし、そのやりを打ちかえてかまとし、国は国におかたて、つるぎをあげず、彼らはもはや戦いのことを学ばない。』』²と切り切っています²。森島豊は、植木枝盛、吉野作造、鈴木安蔵のラインに注目し、吉野作造はもとより、

¹ 高橋三郎・深瀬忠一『聖書の平和主義と日本国憲法』聖燈社、1967年

² 深瀬前掲書、135頁。

自由民権運動を通してキリスト教にふれた植木枝盛、信仰者の家庭に育ち栗原基牧師の娘を妻とした鈴木安蔵にキリスト教の影響を読み取りました³。

9条制定の原点に戻り、憲法9条審議の中心にいた田中耕太郎文部大臣の答弁を筆記録から追ってみましょう。1946年6月28日(金)、第90回帝国議会衆議院本会議では、憲法9条に関する質疑応答が行われました。野坂参三議員の質疑、「戦争の犯罪性、侵略戦争の犯罪性、過去の日本の戦争が帝国主義であり、侵略戦争であるということを、一般教育面においてどの程度まで徹底的に実行されて居るか」。これに対する田中耕太郎文部大臣⁴の答弁です。

「日本の過去の国策及び教育の誤謬並びに既往数年間の国家的罪悪を、根本的に反省することに決して躊躇するものではないのであります。我々はいま軍国主義、侵略主義から、民主主義、平和主義の方向への宗教的「コンヴァージョン」の時期、関頭に立って居るということを反省致しまして民主主義、平和主義、人類愛こそ世の初めから終わりまで変わらない真理であることを、あらゆる方法を以て徹底させたいと努力致して居ります。」

1946年7月15日 衆議院憲法改正案委員会での逐条審議。加藤一雄委員の質問に対する田中耕太郎文部大臣の答弁です。

「つまり戦争放棄をなぜ致しましたかと申しますると、西洋の聖典にもございますように、剣を以って立つ者は剣にて滅ぶという原則を根本的に認めるということであると思うのであります。しかしながら、そういう風に考えますと、或いは不正義の戦争を仕掛けてきた場合において、これに対して抵抗しないで不正義を許すのではないかというような疑問を抱く者があるかもしれない。つまり正しい戦争と正しからざる戦争の区別も全然無視して、単に不正なる力に負けてしまうというようなことになりはしないか。そうすると、つまり国際政治におきまして、不正義をこのまま容認するという風な、道義的の感覚を日本人が失うということになっても困るのではないかというようなことも考えられます。しかしながら、決してそれはそうではない。不正義は世の中に永く続くものではない。剣を以って立つ者は剣にて滅ぶという千古の真理に付いて、我々は確信を抱くものであります」⁵

憲法9条の戦力放棄は、幣原喜重郎の発案とマッカーサーの同意によって、象徴天皇の維持との抱き合わせで成立しました。『文芸春秋』の元編集長堤堯は、これを敗戦国日本がアメリカの戦争への出兵要求を拒否するための「救国のトリック」であったと言います⁶。もし憲法9条がなければ、日本人は朝鮮戦争やベトナム戦争に駆り出されていたでしょう。日本憲法9条は、第二次世界大戦の惨劇を生き残った日本に、イザヤ2章4節やマタイ26章52節を実現する理想として、またリアルポリティックとして、人類史的な宝として与えられたのです。

³ 森島豊『人権思想とキリスト教 日本の教会の使命と課題』教文館、2016年

⁴ 田中耕太郎は内村鑑三門下でキリスト教に触れ、1926年にヘルマン・ホフマンからカトリックの受洗。

⁵ 岩田行雄編著『検証・憲法第九条の誕生』2005年(第3版)が便利です。

⁶ 堤堯『昭和の三傑』集英社インターナショナル、2004年

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法施行から 75 年、この間、世界は冷戦（1945～89 年）を経てグローバルな米国一極化から多極化へと進み、ロシアのウクライナ侵略により第三次世界大戦の門口にあります。時代が変わるからこそ変わらない理念が大事なのです。変化の即応した法律と安定的な憲法、これが基本です。憲法 9 条制定における〈歴史的な反省〉と〈平和構築の原理〉を変化する時代の中で活かすことが肝要です。



共産党は憲法制定時に、憲法 9 条は自衛権の放棄で自己防衛の手段がないと懸念し、吉田茂首相は「国家正当自衛権を認めることが有害」と答弁し、「今後わが国の防衛は、国際聯合に参加することによって全うされる」と方針を示しました⁷。しかし、軍備を国連に集中することはできず、東西冷戦に突入し、日本はすべての対戦国との全面講和ではなく、サンランシスコ講和条約で独立し、日米安保条約によって自衛を確保する道を選びました。沖縄は分割されてアメリカの統治が続き、今日に至るまで日本国憲法よりも日米地位協定が優先されるような歪みが生じたのです。そして、対戦国ソビエト・中国、旧植民地の南北朝鮮との関係回復は課題として残り続けています。このように、〈歴史的な反省〉の不徹底と〈平和構築の原理〉の揺らぎはあるものの、戦後 77 年、日本は国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄して、これを日本国の国柄として来たのです。

柄谷行人は、GHQ から押し付けられた 9 条であるがゆえに日本人はこれを受け容れ、かつ維持している。そして、戦争における死の衝動が平和を創出しているが、これらは「無意識」と言います。また、日本国憲法は、武力を封印して対中国・朝鮮政策をとった徳川幕府のあり方（不文律の憲法）への復帰であると言い、「憲法 9 条と『神の国』」にも言及しています。⁸

宮田光雄は、「山上の説教」を《責任倫理》ではなく《心情（信条）倫理》だとする M・ウェーバーに反対し、山上の説教の「八福の教え」や「愛敵の教え」は《責任倫理》であると、『山上の説教から憲法九条へ 平和構築のキリスト教倫理』において提起しています⁹。これらの言説は、憲法 9 条を「神の国」にふさわしい憲法であると言っているのです。

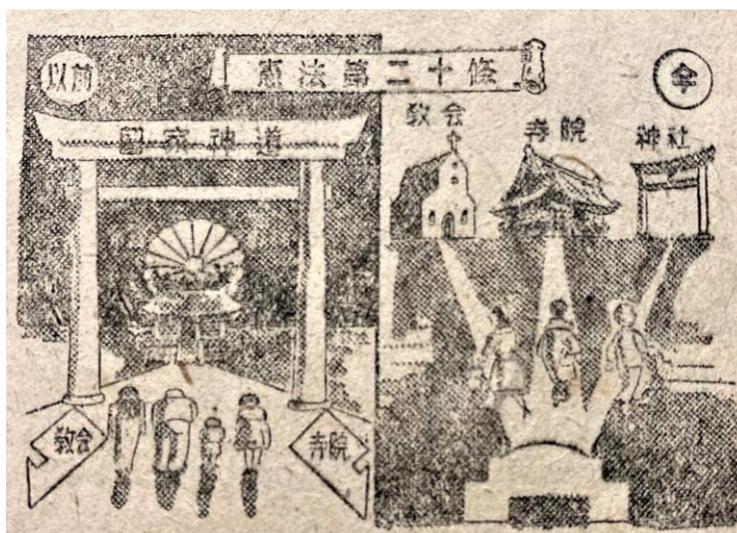
4、日本国憲法と教会（政教分離）

⁷ 法制局関・内閣発行『新憲法の解説』高山書院発売、1946年11月3日、p28

⁸ 柄谷行人『憲法の無意識』岩波新書、2016年

⁹ 宮田光雄『山上の説教から憲法九条へ 平和構築のキリスト教倫理』新教出版社、2017年

憲法普及会が憲法施行に合わせて発行した小冊子『新しい憲法 明るい社会』¹⁰の「自由の喜び」の挿絵です。以前の国家神道体制(左)では、すべての臣民は国家神道の神社を礼拝しなければならないことと、個人の信仰として寺院や教会に行ってもよいことを示しています。大日本帝国憲法第 28 条の「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨



ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」の「信教の自由」はこのように狭められていました。国家神道の神社は官社と称し、神祇官が祀る官幣社と地方官が祀る国幣社があり(全国に 218)、官幣大社は明治神宮や熱田神宮、出雲大社、朝鮮神宮など 65、国幣大社は 6、別格官幣社は靖国神社など 28、(伊勢)神宮はこれらの上であり、国費が支給されていました。これらの神社は、御真影、教育勅語、日の丸、君が代とセットで国家神道の象徴(神)でした。

しかし、今(右)は、国民のだれもが、教会にも寺院、神社にも行ってよい、という挿絵です。

「自由」とはいったい何であろうか。一口にいえば自分の良心に従って生きることである。長い間私たちには、その自由さえも制限されていた。私たちは何とかしてもつと自由がほしいと願っていた。いまその願いが果たされたのである。

伊勢神宮は国家神道の中心で天皇を祀り、靖国神社は天皇のための戦死者を英霊、246 万 6532 柱(2004 年)として祀っています。天皇や首相、国会議員などの公務員が伊勢神宮や靖国神社に参拝することは、政教分離違反であり、歴史の無反省であり、次の戦争の準備です。

5、自民党改憲論の問題点

自民党は 2012 年に「日本国憲法改正草案」を公表しました。これは、国民が権力を制限する憲法から、国が国民を制限する憲法へという変更です。現在の 4 項目改正案を 2012 年改正案の中で把握しましょう。

① 手続き

憲法 (Constitution) は他の法律の基礎ですから安定的であることが肝要です。そこで憲法 96 条は、憲法改正の発議には衆参両議院で総議員の 3 分の 2 以上の賛成を要し、国民投票で過半数の賛成を必要とすることを定めています。

¹⁰ 憲法普及会編『新しい憲法 明るい生活』1947 年 5 月 3 日

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2013年の夏、安倍首相は96条の先行改正を図り、「憲法を国民の手に取り戻す」と訴えました。しかし、世論の反対により、2014年夏には閣議で集団的自衛権容認する解釈改憲に変更し、2015年の夏には内閣法制局や憲法学者が違憲というのを押し切って安全保障関連法を強行採決しました。

2000年、衆参両院に憲法調査会が設置され、2007年に憲法改正国民投票法が成立しました。ここで、「その過半数の賛成」は、「国民の」ではなく、「国民投票の過半数」とされました。衆参両院に憲法審査会が設置され、2021年6月には投票の利便性を高めた国民投票法改正案が可決しました。一定の投票率に達しない場合に、投票を不成立とする最低投票率はありませんが、投票率3割で賛成が6割なら、有権者全体の2割の賛成で憲法が改正されます。憲法改正のハードルはここまで下がっています。

ドイツが基本法を60回も改正しているのに、日本は一度も改正したことがないと、よく言われます。基本的人権や民主主義の実現のために憲法改正を実施することは良いことです。しかし、憲法の理念を後退させる改憲議論なので、日本国民はその必要を認めなかったのです。

憲法の精神を伸ばす改憲なら大賛成です。自民党改憲草案の中で、改正案21条2(国政上の行為に関する説明の義務)、改正案25条2(環境保全の責務)、障害者の権利(改正案14条、44条)などは、モリカケ問題を防ぎ、脱原発に向かうためにも、ぜひ実現したいものです。

② 基本的人権と民主主義の後退

2012年の自由民主党「日本国憲法改正案」は、国民が権力を制限する憲法から、国が国民を制限する憲法への変更を提案しています。前文は、「日本国民は」から「日本国は」へと主語を代え、政府による戦争の惨禍やすべての人の生存権を削ります。19条の「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」から、「思想及び良心の自由は、保障する」とされています。こうした点を指摘すればきりがありません。大日本帝国憲法への回帰が図られているのです。

日本国憲法第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ

この条文から「天皇」が除かれ、1条では天皇を日本国の元首としています。

自民党改正案102条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。2 国務大臣、国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う

そして第97条は、自民党改正案では、全削除です。

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

今回の自民党改憲草案4項目中、「参院選「合区」解消」は、地方議員の確保のため、1票の格差是

正に逆行するもので、民主主義の根幹に関わる問題です。また、「教育の充実」は教育無償化の議論から入り、国の教育への関与に比重を移しています。

第26条

(第1、2項は現行のまま)

(第3項)国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

③ 戦争放棄の放棄

安倍政権は、防衛庁を防衛省に格上げし、日米ガイドラインの改定で米国追従を強め、国家安全保障会議を設置、特定秘密保護法で米国との軍事協力を進め、防衛装備移転三原則で禁じ手の武器輸出も解禁しました。そして米国の戦争に加担するための安全保障関連法を成立させます。そこまでも2012年の自民党改憲草案は、国民に受け容れられるものではありませんでした。憲法集会を政治的だという理由で公的施設から締め出すような空気づくりも空しく、全面的な憲法改正草案をそっと棚上げし、4項目の改正案に絞り、9条には以下を加える提案をしています。

第9条の2 ① 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

① 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

(※第9条全体を維持した上で、その次に追加)

日本は戦争を国の役割からはずしたのです。イージスアシュアにどれだけ無駄金を使ってもミサイル防御などできません。原発の対テロ警備を機能させ、公文書を改ざんしないこと、国民をナショナリズムに駆り立てず、植民地支配の禍根の解決をめざす外交の方が、安全保障のために遥かに大切です。自衛隊の隊員を軍人にしないことは、自衛隊員のいのちを守ることです。

④ 歴史に盲目となる

ヴァイツゼッカーは、国民の愛国心(パトリオティズム・ナショナリズム)が危うさを包含するものであるがゆえに、「歴史を心に刻む」と「憲法による愛国」によって、これを制御することを努めました。冒頭の申命記に照らしても、見習うべき姿勢です。

歴史の反省に立って懸念されるのが、4項目の改憲案の一つ、緊急事態条項の提案です。

第73条の2 (第1項)大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

(第2項) 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

(※内閣の事務を定める第73条の次に追加)

憲法の基本的人権、生存権や公共の福祉を生かして対応すべきです。コロナ危機を利用して、全権委任条項につながる緊急事態条項に進むのは拙速です。「大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるとき」の範囲は曖昧で恣意的な適用に歯止めがありません。自然災害に関しては、災害対策基本法や大規模地震対策特別措置法で対応すればよいことですし、軍事的な緊急事態、武力攻撃災害に適用されて全権委任となりかねません。コロナ対策を名目とした予備費は3年間で約20兆円に跳ね上がっており、国会軽視の姿勢が懸念されます。

⑤ 国家神道の再来

戦争参加の準備と共に進んでいるのが戦死者を英霊として祀る靖国神社の問題です。

2013年、安倍首相は伊勢神宮の式年遷宮の「遷御の儀」に参列しました。現職首相としては1929年以来84年ぶり、国家と神道を分離した戦後では初めてのことです。靖国神社と伊勢神宮への参拝を繰り返し、G7首脳を伊勢神宮に迎えました。閣議では2015年1月9日、首相の靖国神社への公式参拝について、「戦没者追悼目的での参拝だと公にし、宗教上の目的でないことが外観上も明らかな場合は、憲法20条3項が禁じる国の宗教的活動には当たらない」とする答弁書を決定しています。一方、自由民主党の憲法改正案では、政教分離を定める20条に例外を設け、「ただし社会的儀礼また習俗的行為の範囲を超えないものについてはこの限りではない」とし、国家神道復活に道を開こうとしています。

おわりに

1947年5月3日の憲法施行日に発行された『新しい憲法 明るい生活』において憲法普及会会長の芦田均は、「新しい日本のために一発刊のこぼ」として、次のように語りかけました。

わが国が生れかわってよい国となるには、ぜひとも新憲法がわれわれの血となり、肉となるように、その精神をいかしてゆかなければならない。実行がともなわない憲法は死んだ文章にすぎないのである。

新憲法が大たんに率直に『われわれはもう戦争をしない』と宣言したことは、人類の高い理想をいあらわしたものであって、平和世界の建設こそ日本が再生する唯一の途である。今後われわれは平和の旗を掲げて、民主主義のいしずえの上に、文化の香り高い祖国を築きあげてゆかなければならない。

日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意」（前文）した、国民への約束であり、アジア諸国や世界の人々との平和の契約です。滅ぶばかりの経験の中で与えられた、日本の生き方であり、今こそ必要な誇るべき憲法です。ロシアのウクライナ侵略戦争により世界は第三次世界大戦の門口にあります。「剣をとる者はみな、剣で滅びる」と仰って、十字架という方法で世界に救いをもたらされた主イエス・キリストを見上げる世界の教会と共に、私たちは「思いっきり平和で行きましょう！」。